	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書 P.2 7 業務内容等	業務項目にある(1)~(5)で作成する広告物等で屋外広告物許可申請等を申請する場合、市内鉄道13駅及びその周辺に掲出するものすべてを1つの物件とみなして申請すればよいか。	同一の申請書にまとめて記載し申請していただいて構いません。また、「広告物等の規模等」欄など、全ての項目を記載しきれない場合は「別紙参照」として、まとめて別紙に記載することも可能です。
2	仕様書 P.2 7 業務内容等	成果物の撤去業務において発生した建築物・工作物等の瑕疵の修復費用は貴市が負担するという認識で問題ないか。	撤去については本市で行うため、その際に発生した修復費用 等についても本市が負担します。
3	仕様書 P.4 (2)ア 掲出場所 (イ)阪神尼崎駅の2階デッキ の柱部分	デッキ柱シートポスター5ヶ所への広告物掲出において、公園 占用許可申請は不要という認識で問題ないか。	阪神尼崎駅の2階デッキの柱部分へのシートポスター掲出に際しては、公園占用許可申請が必要となります。
4	仕様書 P.4 (2)ア 掲出場所 仕様書 P.6 (3)ア 掲出場所	デッキ柱シートポスター16ヶ所(阪神尼崎駅の2階デッキの柱部分以外)、横断幕26ヶ所の掲出において、道路占用許可申請は市が管理している道路のため不要となる認識で問題ないか。	市が管理する道路の場合には、市への道路占用許可申請及び管轄警察署への道路使用許可申請が必要となります。なお、 JR尼崎駅における市が提供可能な掲出場所も一部を除き市 の道路に該当するため、同申請が必要となります。
5	仕様書 P.6 (2)オ デザイン	今回設置する広告物は、「自家用広告物等」(尼崎市屋外広告物条例(以下、条例)第2条第3号)、「管理用広告物等」(条例第2条第4号)のどちらになるか。	今回設置する広告物は「自家用広告物等」に該当します。

6	仕様書 P.6 (2)キ 各種許可申請手続き 仕様書 P.11 (3)オ 各種許可申請手続き	今回設置するデッキ柱シートポスターや横断幕については、本来であれば禁止物件ではあるが、「尼崎市屋外広告物条例の手引」P.10 9 適用除外広告物等の②にあたるため表示等が可能、という認識で問題ないか。	ご指摘のとおり、シートポスター(JR尼崎駅の市が管理する道路に掲出するもの)・デッキ柱シートポスター・横断幕については、市が公共目的で設置する広告物(適用除外広告物等)に該当するため表示等が可能となります。ただし、掲出面積が5㎡を超えるものについては別途届出が必要になります。
7	仕様書 P.6 (2)キ 各種許可申請手続き 仕様書 P.11 (3)オ 各種許可申請手続き	デッキ柱シートポスターおよび横断幕については、条例施行規則別表第1 2 個別基準は(1)~(19)のうちどれが該当するか。また別表第2の備考にある「広告幕」「広告旗」にあたる場合の「恒常的に表示」とはどの程度の期間を指すか。	シートポスター(JR尼崎駅の市が管理する道路に掲出するもの)・デッキ柱シートポスターは「(2)壁面を利用するもの」に該当し、横断幕は「(15)垣又は塀を利用するもの」に該当します。また、別表第2の備考にある「恒常的」に決められた期間はありませんが、今回の業務では「恒常的に表示」される場合にあたります。
8	仕様書 P.11 (3)イ サイズ	横断幕の①縦50cm×横180cm の5枚はどの駅のどの場所に掲出することを想定したものか。	阪急武庫之荘駅の②、阪急園田駅の③、阪神武庫川駅の①、 阪神出屋敷駅、阪神大物駅の③の5か所で考えています。
9	仕様書 P.11 (3)工 材質等	(エ)にある設置方法以外で掲出上支障のない設置方法でも良いか。例えば、ハトメにインシュロックを通し、ガードパイプに 緊結してもよいか。	屋外で使用可能な耐候性を持つ材質であればインシュロック (結束バンド)でも問題ありません。
10	仕様書 P.2, 3, 6, 11	「(許可申請については、)市(マナー向上推進担当)も手続き・調整等を支援する」とあるが、手続き・調整等とは具体的には どのようなことを指しているか。 例えば、許可期間の延長や道路・公園の占用料の減免などか。	各種申請に係る作成済みの書類一式をマナー向上推進担当にお持ちいただければ、道路課等への提出は当課で行うといった支援を行います。また、令和7年4月以降の許可期間の延長等も当課で行います。なお、申請名義は尼崎市マナー向上推進担当になるため、減免申請を提出すれば占用料はかかりません。

<sup>※</sup>質問内容については原文のまま記載しています。